



議会だより

No. 178
平成24年8月

第2回 定例会

桜町地区排水路工事 補正予算可決

平成24年第2回定例会は、6月13日に招集され、会期を15日までの3日間と決め開催されました。平成24年度一般会計補正予算、条例の制定・一部改正など議案4件、報告3件を審議しました。一般質問では7人の議員が質問に立ち、町政に対する理事者の考えを質したほか、藤城小学校改築工事に関する調査特別委員会の中間報告、民生文教常任委員

会及び経済産業常任委員会の所管事務調査報告、国や関係機関への意見書4件を審議し原案どおり可決しました。なお、議会運営委員会に付託されていた議会議員の納税の実態についての陳情書は、委員会報告に基づいて採決しました。

審議結果

区 分	結 果	番 号	議 件 名 等	継続審査・調査・その他
議 案	◎	議案第46号	住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	
	◎	議案第47号	七飯町高齢者福祉措置費用徴収条例の一部改正について	
	◎	議案第49号	平成24年度七飯町一般会計補正予算（第2号）	
	◎	議案第48号	財産の交換について	
報 告	報告済	報告第5号	平成23年事業年度七飯町土地開発公社決算報告について	
	報告済	報告第6号	平成23年度一般財団法人大沼国際交流協会事業報告並びに決算報告について	
	報告済	報告第7号	繰越明許費繰越計算書について	
陳 情	採 択	平成23年陳情第1号	議会議員の納税の実態についての陳情書	議会運営委員会報告
発 議 案	◎	発議案第7号	地方財政の充実・強化を求める意見書	
	◎	発議案第8号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書	
	◎	発議案第9号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・充実に向けた意見書	
	◎	発議案第10号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書	
そ の 他	報告済		各常任委員会報告	
	報告済		特別委員会報告	
	報告済		出納検査報告	
	承認		閉会中の継続調査の申し出について	
	承認		閉会中の委員会活動の承認について	

増やそう資源！

主な内容

- ◇審議して決まったこと……………P.16
- ◇表彰（議員25年）……………P.16
- ◇第2回臨時会……………P.16
- ◇第3回臨時会……………P.16
- ◇監査報告（例月監査）……………P.16
- ◇一般質問……………P.17
- ◇陳情の審査結果報告……………P.20
- ◇常任委員会活動報告……………P.20
- ◇特別委員会報告……………P.24
- ◇税等納税状況の報告……………P.29
- ◇議員出席状況……………P.29

審議して決まったこと

条例制定

◆住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

住民基本台帳法の一部を改正する法律及出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法が施行されたことに伴い、関係条例を改正するための条例制定。
平成24年7月9日施行

条例一部改正

◆七飯町高齢者福祉措置費用徴収条例
平成22年度税制改正により高齢者措置費用から徴収する費用額に影響が出るため影響が生じないよう所定の改正。
平成24年7月1日施行

補正予算

◆平成24年度七飯町一般会計(第2号)
桜町地区排水路整備工事、ラムサール登録記念事業費等、歳入歳出それぞれ2億7千52万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を94億1千417万1千円とした。

報告

◆平成23年事業年度七飯町土地開発公社決算報告について
◆平成23年度一般財団法人北海道国際交流協会事業報告並びに決算報告について
◆繰越明許費繰越計算書について

その他

◆財産の交換について
古いマイクロバスを下車りにして、新しい中型バスを購入。

発議案(意見書)

◆議員提出議案として4件の意見書を可決し、要望事項として各関係機関及び各関係大臣に送付した。
◎地方財政の充実・強化を求める意見書
◎道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
◎義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
◎森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書

第2回

臨時会

4月23日

条例一部改正

◆七飯町下水道設置条例の一部改正
新幹線車両基地及び大中山北地区を下水道処理区域に編入するための改正。

補正予算

◆平成24年度七飯町一般会計補正予算(第1号)
一般備品購入費等、歳入歳出それぞれ264万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を91億4千264万6千円とした。

報告

◆町議会の委任による専決処分の報告
町道中之島線を函館方面へ走行していた車両が、緑町において道路の陥没部分に左側前後輪を落とし、その弾みでフロントバンパー等を破損したため、車両修繕に要する損害賠償の額を定める。
◆町議会の委任による専決処分の報告
(平成23年度七飯町一般会計補正予算(第14号))
町道施設の事故により、被害車両に損害を与えたことによる賠償金として、歳入歳出それぞれ25万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を101億1千832万6千円とした。

その他

◆専決処分の承認を求めることについて
地方税法の一部改正に伴い、町民税の申告で寡婦(寡夫)控除額を削るため平成24年3月31日に七飯町税条例の一部改正を行ったことについて承認した。
◆専決処分の承認を求めることについて
地方税法の一部改正に伴い、東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を加えるため平成24年3月31日に七飯町国民健康保険税条例の一部改正を行ったことについて承認した。
◆専決処分の承認を求めることについて
地方税法の一部改正に伴い、扶養控除の見直しによる保育所徴収基準額について、平成24年度以降も影響が生じないように改正するため平成24年3月31日に七飯町保育の実施に関する条例の一部改正を行ったことについて承認した。

第3回

5月25日

補正予算

◆平成24年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
前年度繰上利用金等、歳入歳出それぞれ5千822万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億8千122万7千円とした。

監査報告

例月出納検査

一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の出納状況を次のとおり検査した。
平成24年2月分を
3月29日、30日
平成24年3月分を
4月25日、26日、27日
平成24年4月分を
5月28日、29日、30日

検査結果
特に指摘すべき事項なし。
監査委員

委員長 永田 英利
副委員長 林 秀樹
委員 木下 敏
委員 青山 金助
委員 牧野喜代志

坂本 繁
平松 俊一
長谷川生人
中川 友規
(新) (新)

表彰

町村議会議員として地方自治の振興発展に寄与し、その功績が認められ、次の方々が表彰されました。

※北海道町村議会議長会表彰

【議員 25年以上】

畑 中 静 一 議員

減らすぞ！ロケター！

◎藤城小学校周辺井戸水等の対応について

▲きめ細かく対応しなかった点は、町として配慮がたりなかった。

坂本 繁 議員

藤城小学校周辺井戸水等の諸問題について次の点を伺いたい。

- ①井戸水自噴量の減少問題で4軒に限って調査したようであるが、なぜ、全ての周辺井戸水所有者を対象にしないのか。
- ②杭打ちが減水に影響した原因調査を緊急に進めた理由及び調査結果について。
- ③補助金で掘った井戸の周辺3軒で井戸水が減少したと聞いているが、減少した3軒の井戸水所有者への対応について。

【教育長】

①昨年6月体育館の杭打ち工事後に井戸水の自噴量低下などの申し出が4軒よりありました。町は工事の影響が否定できないことや、調査費用が多額になること、営農への支障などを考慮して1戸に20万円の助成金を出し掘削しましたが、周辺井戸水農家にきめ細かく対応をしなかった点は町として配慮が足りなかった。

②3月30日については地主の了解を頂いている。業者

も水量を計ったとの前提で調査を終了しているのので、水源については町側が責任を持つという事である。地主の立会いが無かったことは、遺憾に思っている。

③今回の支出については、杭打ちがあった後に申し出があり、町側が否定できないし、影響がないと言いつつ、影響があったかもしれないので、影響があったかもしれないという前提で補助金の支出に至った。

【町長】

①補助金で掘った井戸周辺の3戸の井戸水減少がでておりますが、その対応としては、個人対個人ですの町として補助金で掘った井戸と同様の対応はできません。

しかし、井戸水等の対応について、きめ細かく対応しなかった点は、町として配慮が足りなかった。今後このような事がないように十分配慮して参りたい。

【学校教育課長】

②調査委託の関係は個人情報



補助金で掘った井戸

報の件で、名前は伏せませんが委託にかけているので業者に任せていた。3回測定しているが、最後には事前に地主に電話を入れ、立会いを依頼し3月30日に行った。委託業務であるので業者に任せ、その結果についてその報告を頂いた。委託業務の範ちゅうで行ったことである。

③3軒が特定できないが井戸水が減少したという事が分からなかった。3月30日以降は調べていないが、後日2軒から電話があり補助金を支出しているが、民間が掘り民間同士のことであると判断して調査はしていない。

◎町内の学校を取り巻く環境について

▲学校内外の規則や状況を見直し、対応して行く

平松 俊一 議員

今年に入ってから国内各地において随分、通学児童が巻き込まれる交通事故が連続している。町内では幸いに大きな交通事故は発生していないが、明日は我が身と言う環境には異論はないと思う。

また、過去には凶器を持ち、教育施設へ侵入した殺人事件が数件発生したり、最近道内でも未遂事件が発生しているのも気になる状況である。このような状況下において、交通安全対策及び防犯対策を進めるうえで、町及び教育委員会のなすべきことをどのように捉えているのか、特に緊急時に生徒児童が校舎から緊急脱出できる様検討する必要があると考えるが、所見を伺いたい。

【学校教育課長】

交通安全対策や防犯対策は、まず学校内で日常的に見直し、児童生徒が実践することが基本となる。そのうえで道教委や地域の関係団体・関係機関と連携・協力して取り組んでいく。

通学路の草刈・除雪については回数を増やす等の対策をする。

防犯対策にあつては、各校の防犯マニュアルを見直しして防衛システムを構築する。

児童の緊急脱出については学校設計者等と十分に検討を行い、取り組みたいと考える。

◎町内河川の管理状況について

河川管理は治水管理、利水管理、環境管理に分かれるが、ここでは治水管理について質問する。

先月ゴールデンウィークの最中に軍川が氾濫し、被害が発生しているが、顧みれば町内を流れる河川が住民生活を脅かしている例は

【土木課参事】

町内には普通河川が39河川あり、災害や障害が発生したときに、その規模や状況に応じ随時対処・復旧を行っている。このため、町では、河川の整備計画は今のところ持っていない。

また、二級河川に対しては、町民の生活や命を守っていくため、北海道へより積極的に整備促進の働きかけを行っている。河川の維持管理をNPO法人などへ委託することについては、町民の生命・財産の管理面を考えると、現行法下では馴染まないと考える。

他に「町内の節電計画について」を質問している

目安箱の設置について

前向きに検討する

当町は、現在、建設の槌音も高く新幹線や縦貫道の建設、そして、新日本三景の国定公園大沼を有し、恵まれた環境、豊富な人材（ヒト、モノ、地域）と幾重にも可能性を秘めた町である。4年後には新幹線が開業し、ひと列車800人からお客さんの足の確保や観光地への対応、基幹産業の農業を生かした町づくり等、様々な対応を進めなければと考える。このように千載一遇ともいえる大切な節目を迎えている。一人でも多くの皆さんに町づくりに参加、率直な意見、手軽に提言ができる目安箱を役場を始め公共施設に設置する考えはないか。

【副町長】

町では出前町長室を開催している。

その中のご意見は町民の方々から見た考え方、行政から見た考え方を直接対話で、理解しあえる貴重な場であると考えている。一人でも多くの皆さんに町づくりに参加していただくことは行政側としても大変心強いことであり又、個人的な

神崎和枝員

意見を集約してその中から素晴らしい施策に活用も考えられる。

一人の意見というよりはグループや団体としての提言が、より実現性の高いものになると考えている。具体的内容の精査と意見調整が必要と思われる、目安箱の設置については、今後の課題として検討したい。

【町長】

大変貴重な提言と受け止めている。町民の皆様が書き込んだ優れたものを取り上げていくというもので大事な政策だと思っっている。問題もないわけではないが、整理したうえで前向きに考えていきたい。

【学校施設の非構造部材の耐震診断・対策の実施について】

地域の避難所となる学校施設は、児童生徒だけでなく地域住民の命を守る地域の防災拠点であり、その安全性の確保、防災機能の強化は喫緊の課題。現在、学校施設の（構造体の）耐震化は鋭意進められているが、老朽化した校舎の天井

や壁などの非構造部材の耐震化も早急に進められていく必要があると考える。

①学校施設の非構造部材の耐震点検は実施しているか。耐震対策が必要とされた学校はどの程度ありそれらへの対策はどのようなか。

②国は、平成24年度予算で、公立学校施設の非構造部材の耐震対策に係る財政支援制度を拡充し、自治体の実質的な負担が少なく済むこととなっている。この機会を活用し、耐震対策が必要となった建物については、国の補助制度を活用するなど、速やかな対応が必要ではないか。

【教育長】

①現在、非構造物の点検は未実施。
②文部省のマニュアルに沿って、速やかに点検作業を実施し、その上で、専門家に相談、改修となるが、まずは、点検し、耐震化しようとする場所の箇所数、かかる費用を勘案し年次計画での対応を図りたい。

登下校時の交通安全対策について

国の「学校安全推進に関する計画」に基づいた形で計画を立てるよう見直しをかけた

上野武彦 議員

今年4月、京都府で通学途中の児童の列に車が突っ込む事故が発生している。

児童生徒の登下校時における交通安全対策に関し、以下の点について伺いたい。

①町内に於いて、登下校時などに児童生徒が事故にあつた例について

②各学校や交通安全指導員、保護者などによる交通安全への取り組みについて
③通学路の安全対策のため、危険な通学路に関する調査などを実施し改善する考えは無いか

【学校教育課長】

①過去3年間の交通事故の状況については、平成21年は7件、そのうち4件は歩行中、3件は自転車に車に接触したもので、平成22年は1件で歩行中の事故、平成23年は2件で1件は乗用車に乗っていて、1件は自転車で車に接触しての事故です。これらの事故はいずれも下校後に発生したものです。

②各学校での交通安全対策では、交通安全指導員と警察による交通安全教室、登下校指導、街頭指導、通学路の状況確認などはほとんどの学校で実施しており、そのほか自転車の点検や自転車教室、交通安全キャンペーンなどが行われている。

交通安全指導員は26名おり、年6回交通安全期間を設けた取り組みで通学路における交通指導や交通安全教室その他様々な活動を通じて交通安全の意識高揚を図る取り組みを行なっている。

③今回の事故を受け道教委では各学校の通学路の安全に関する調査を実施している。

町教育委員会としても、臨時の校長会議を開催し、通学路の安全点検を行い、問題のある通学路に関しては具体的な対策を講ずることとしている。

【教育長】

学校経営要綱ではそれぞ

れの学校が学校安全計画を立ててやっている為、交通安全対策は学校ごとにバラバラの内容になっている。そこで今回国が学校安全推進に関する計画を作成しているの、教育委員会としてはこの内容に沿った形で計画を立てるよう指導し、見直しをかけて参りたい。

その他「久根別川の河川改修で発生する建設発生土の活用について」、「改定介護保健法の施工に関連して」を質問している。



減らそうとロビー

◎近隣市町村の被災瓦礫受入れに反対を

▲意見を求められたら反対したい

佐野 史人 議員

震災瓦礫の受入れは行わないが昨年、答弁されているが、3月末、太平洋セメント上磯工場に対し高橋知事が被災地の瓦礫受入れを要請、5月に、北斗市長は「まだ何も決めていない」と発言している。隣町七飯町としても何かあつてからでは取り返しができない。

知「6月号で「自分たちで何とかするという気持ちを持ち続けたい。まずやるだけのことはやる、そのうえで、他県にお願いをする・・・」と県民に呼びかけている。このリーダーシップと自主性に感銘を覚えた。

また、放射性物質の七飯町における現況を大沼湖水ばかりではなく箇所を選定して数値で押さえるべきであるかと考えています。函館高専と地域連携協定を結んでおり、この4月から函館高専のほうで機器を用意して取り組むとの事ですのでお願いしていきたいと考えております。

【町長】

北斗市長から意見を求められることがあれば、瓦礫の広域処理について、放射性物質を拡散させ、農産物に影響を与える可能性が否定できない基本的考え方を申し上げたいと考えている。さらに道南においては町村会を通して意見反映をしていきたい。

瓦礫処理について、村井宮城県知事が月刊誌「至

◎七飯町地域防災計画について

▲本年度中に防災計画とハザードマップを作成する

中川 友規 議員

昨年の東日本大震災に伴い、全国的に地域防災計画が見直されており、七飯町は国の基準に合わせるため、国の防災計画が出来てから、町の地域防災計画を見直すとのことであるが、大震災から1年が経ち、そのわずか1年の間で

全国的に防災意識の高揚を図るため、ハザードマップを作成するべきではないか。

【総務課長】

東日本大震災発生から1年以上経過したにも関わらず地域防災計画の見直しは具体的に進んでいない点は仰せの通りである。

国の防災基本計画が昨年12月に見直しされ、国に沿った北海道の地域防災計画は津波の被害想定との関係で今年の6月まで見直しはずれ込んでいます。

町の地域防災計画は全面的に見直す方針ですが、北海道の地域防災計画に沿って策定することから整合性を図るのに時間がかかることをご理解いただきたい。

現在は粛々と見直し作業が進められておりますが、見直しに当たっては大野平野付近の活断層による地震対策、大津波の久根別川遡上にかかる対策及び海抜表示(一番低い所では豊田会館の海抜7.1)と、大津波による広域避難者の受け入れ、

要援護者対応の福祉避難所の開設、耐震性のない避難所の指定の見直し、避難所の収容人数の見直し、食料品や防災機材の備蓄、地区ごとの備蓄倉庫の確保、防災災害関連の自治体・団体・企業との協定強化、避難経路の表示および避難訓練の啓発、自主防災組織の編成強化、避難所との連絡方法及び体制の確立地震・台風・大雨・火事・噴火・津波など災害別に対応策、以上のようなことを東日本大震災発生後の課題をふまえ、全面的に見直す考えである。

他に「城岱牧場の観光活用について」を質問している。

【町長】

3年ひと昔と言う時代、時代が変化している。地中化については、歴史街道に指定された折に、開発局を含め協議したが、解決できなかった。時代の変化が北電等が開発局の指示に従う、協議に応じると、また公安委員会も財政が大変だと聞いているが協議にに応じていただけるのであれば、町のほうでしっかりと動いていきたいと考えています。

【都市住宅課長】

電柱等の移設については開発局の管理であり問題も多いと思うが、お願いをして参りたい。隣接する工作物もあり、場所場所を確認しながら対応したい。

◎赤松街道や国定公園大沼に関する景観について

景観に関わる事柄のひとつに、電線の存在がある。日本の道百選にも選ばれ、6月10日の北海道新聞にも取り上げられているが、旅行者も唾然とするこれらの電線を移動や埋設等すべきと思うが、町の基本的考えを伺いたい。

また、大沼トンネルを出

ほかに、次の議員から一般質問が出されている。

牧野 喜代志 議員

高齢者、障がい者の避難計画の政策を大沼観光客の減少対策は日本に1つしかない全国から集まる七飯高校を

陳情の審査結果報告

平成23年第2回定例会における議決に基づき、付託された次の事件について審査した結果を次のとおり報告する。

議会運営委員会

1. 事件名

平成23年陳情第1号
議会議員の納税の実態についての陳情書

2. 審査の経過

平成23年6月24日、7月11日、22日、8月18日、9月2日、20日、22日、30日、10月24日、11月11日、24日、12月21日、平成24年1月27日、2月21日、3月26日、4月23日、5月8日、23日、6月8日の19日間委員会を開催し、陳情者の出席を求め、審査した。

3. 決定及び理由

(ア) 決定
本陳情の理由の一部である「5年位前から、個人名はよいですから、何年に何人の滞納がいたのか町民に知らせてください。」を除き採択すべきもの

(イ) 理由
本陳情書の要旨は「町議

会の議員の納税の実態について町民に知らせて頂きたい。」となっており、理由

として、七飯町議会議員政治倫理条例についての公開質問状が出されその中で議会議員が長年にわたって町税などを滞納していたことが、記されていると聞き、

過去5年間の納税状況を知らせて欲しいというものであり、平成23年6月9日に提出されている。

七飯町議会では、平成22年5月1日に「七飯町議会議員政治倫理条例」を制定し、七飯町議会議員として遵守しなければならない事項を定め、その一つとして「税や使用料などの公金は、町民の範となすべき立場から速やかに納付すること。」と規定している。

七飯町議会は、本陳情書を真摯に受け止め、当委員会にその取扱いについて付託され、審議することとした。

また、平成23年6月20日の平成23年第2回定例会に

おいて、七飯町議会の改革に関する調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置し、その中で、本陳情書と関連のある七飯町議会議員政治倫理条例の見直しを主に協議を進めることとした。

当委員会では、平成23年9月2日に陳情者5人から陳情書の願意について聴取しているが、特別委員会の審議の進捗状況を踏まえ、慎重に審議することとした。

特別委員会の協議の結果、平成23年度分から税等納税証明書の提出を義務付けるため、七飯町議会議員政治倫理条例の一部改正を全会一致で決定し、平成24年第1回定例会に提案した結果、原案可決となり、平成24年4月1日から施行している。

改正の主な内容は、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税のほか、介護保険料や上下水道使用料などの「税等納付状況報告書」を毎年4月30日まで納付状況が分かる書類を添付して議長に提出するとともに、未納者及び税等納付状況報告書の未提出者は公表するというものである。

陳情書に記述されている要旨（前述のとおり）及び理由のうち「七飯町議会議員政治倫理条例について、公開質問状が出され、その中で議会議員が長年にわたって町税などを滞納していたということが、記されていると聞きました。私たちは今まで議員は率先して納税をし、町民の模範となつて町民の代表として、町政にあたつていたと思つていました。議員の滞納が事実なら大変な問題だと意識して下さい。」の部分については、陳情書の趣旨が十分理解できることから、

七飯町議会議員政治倫理条例の一部改正を見直しており、併せて、議員の税等の納付状況を町民に周知することができると判断する。

次に、陳情書に記述されている理由のうち「5年位前から、個人名はよいですから、何年に何人の滞納がいたのか町民に知らせてください。」という部分については、陳情者の願意は理解できるものの、七飯町議会議員政治倫理条例が平成22年5月1日に施行し、経過措置として、遵守事項は、施行日前になされた行為については適用しないと

定めている。
また、過去5年間には勇退した議員、死亡した議員、平成23年4月の七飯町議会議員選挙で新たに当選した議員もいることから、議員間の公平な納税の実態を調査することは非常に困難な状況であり、また、新任議員に一般町民時の過去5年間の納税状況を求めるのは、非常に無理があると判断する。

以上を踏まえ、当委員会で慎重に審査し、採決した結果、出席委員の全員一致で本陳情については「5年

位前から、個人名はよいですから、何年に何人の滞納がいたのか町民に知らせてください。」を除き採択すべきものと決した。

なお、議会運営委員会では、平成23年9月2日に陳情者から陳情書の願意を聴取しているにもかかわらず、結論が大幅に遅れたことを深くお詫び申し上げるとともに、平成23年度分の「税等納付状況報告書」は、議員全員が期日まで議長に提出していることを申し添える。

常任委員会活動報告

〔所管事務調査〕要旨を掲載

民生文教

《調査事項》

- ・ 中学校における武道教育について
- ・ スポーツセンターの管理体制及び利用状況について

〔調査の目的〕

中学校における武道教育については、本年度からの新学習指導要領に基づき武

道教育が中学校において必修化されたことから、その武道教育の取組状況について調査を行った。

スポーツセンターの管理体制及び利用状況については、施設が老朽化していることから、その管理体制及び耐震化対策並びに各競技別の利用状況について調査を行った。

減らそうとロクロー

増やそう資源!

【中学校における武道教育について】

(1) 武道教育に係る新学習指導要領について

中学校学習指導要領における武道教育は、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすることなどができるように積極的に取り組み、体力の向上、礼儀作法の習得などを図ろうとするものである。

武道教育は、1・2年生は必修科目としており、3年生は任意となっており、運動として柔道、剣道、相撲を掲げているが、地域や学校の実態に応じて他の武道についても履修させることができるとしている。

(2) 各中学校における武道教育の種目及びスケジュール
各中学校（大沼中学校鈴蘭谷分校を除く。以下同じ。）における武道教育の種目は、いずれも柔道であり、種目決定の経緯及びスケジュールは、次のとおりである。

①大沼中学校

柔道ができる環境があり、剣道、相撲ができる環境がない。

スケジュールは、3学年とも11月から10時数。

②七飯中学校

既存の施設があり、指導者に指導の経験がある。一昨年まで選択体育で柔道を取り入れた経緯があり、平成23年度より先行導入している。

スケジュールは、3年生は9月から、2年生は10月から、1年生は11月から各8時数。

③大沼中学校

以前より整備されている畳と柔道着があり、選択体育で柔道を取り入れた経緯がある。剣道の場合、防具代が高額であり、相撲の場合、まわしの着用には女生徒の抵抗感が大きい。

スケジュールは、3学年とも来年1月から実施し、1・2年生は12時数、3年生は8時数。

(3)指導員の状況

各中学校における指導者の武道講習会の受講状況は、七飯中学校において2名が参加しているが、他の中学校においては参加していない。

大学での柔道の単位履修状況は、大沼中学校1名、

七飯中学校1名、大沼中学校2名の計4名であり、

柔道の指導経験者は、大沼中学校1名、七飯中学校2名、大沼中学校2名の計5名である。さらに、柔道の段位取得者は、大沼中学校1名、七飯中学校1名の計2名であり、いずれも初段である。

また、外部指導員については、各中学校とも現段階で活用予定はない。

(4) 武道教育に係る国の財政的支援

本年度から必修となった武道教育に係る国の財政的支援は、武道場整備に対する補助として2分の1が助成される。

また、武道関係備品・設備に対する支援は、新学習指導要領に対応するため武道の必修化の整備に必要な経費が地方交付税措置されることとなるが、学校別・種目別については不明である。

(5) 現地調査の状況

各中学校を現地調査したところ、武道教育は早くても9月であることから、武道教育の状況は調査できなかったが、武道教育の施設

を調査した。

各中学校とも、武道教育ができる格技室などが設けられており、畳については、各中学校に多少の差はあるものの、十分に武道教育ができる枚数は揃っている。

また、柔道着についても各中学校に多少の差はあるが、保護者の負担を伴わない範囲で枚数を揃えているとのことである。

【スポーツセンターの管理体制及び利用状況について】

スポーツセンターは、体育館、町民プールの施設を有し、体育館が昭和48年12月に供用開始されてから、町民の健康増進や各種スポーツの技術の向上を目的に使用されており、同じ敷地内に町民テニスコートが併設されている。

(1) 施設の概要

体育館、町民プール、町民テニスコートの施設概要は、次のとおりである。

① 体育館

供用開始：昭和48年12月
施設規模：鉄筋コンクリート平屋建 2千179.69平

方

・室名：第1体育室、第2体育室、第3体育室、トレーニング室、シャワー室

・利用期間：7月上旬～9月上旬

・利用時間：午前10時～午後4時

③ 町民テニスコート

・利用期間：昭和53年10月31日～翌年1月5日

・施設規模：クレイコート 1千406平方メートル（2面）

・利用時間：午前9時～午後9時（日曜日、祝祭日は午後5時まで）

② 町民プール

・供用開始：昭和47年8月

・施設規模：鋼板製 375平方

状況は〈表〉のとおりである。

方

・利用期間：5月～10月

・利用時間：午前9時～午後5時

(2) 施設の利用状況

スポーツセンターの利用

状況は〈表〉のとおりである。

〈表〉スポーツセンターの利用状況

(単位：人)

施設名	年代別	平成21年度	平成22年度	平成23年度
体育館	幼児	381	162	161
	小学生	9,408	9,147	8,653
	中学生	6,733	6,450	7,587
	高校生	2,968	2,945	2,612
	一般	27,594	25,716	24,086
	年代未記入	602	3	10
	計	47,686	44,423	43,109
町民プール	幼児	100	183	100
	小学生	3,790	4,681	3,949
	中学生	132	96	6,508
	高校生	13	5	8
	一般	353	459	577
	計	4,388	5,424	11,142
町民テニスコート	幼児	0	0	0
	小学生	12	1	4
	中学生	1,394	1,636	2,005
	高校生	72	46	67
	一般	101	40	38
	計	1,579	1,723	2,114

体育館の過去3カ年の利用状況は微減であり、年代別では一般の利用が5割を超えている。また、競技別では、卓球が一番多く、全体の2割を超えており、他の競技ではバスケットボール、ミニバレーボール、柔道と続いているが、健康増進及び体力の維持向上を図るため、トレーニング室の利用が多い状況にある。

また、利用形態は、小中学生では部活動やスポーツ少年団での利用、一般では愛好会・サークルなどの利用が多い状況である。

次に、町民プールの利用状況は、夏の約2カ月の利用期間で小中学生の利用が約9割を占めており、特に、平成23年度より中学生が水泳を授業に取り組んだことにより大幅に増加しているが、一般の利用者が1割にも満たない状況である。

次に、町民テニスコートの利用状況は、9割以上を中学生が占めており、これは部活動に伴う利用である。

(3)スポーツ大会の開催状況
体育館でのスポーツ大会は、バレーボール、ミニバレーボール、バドミントン、卓球、剣道など9種目であり、町内の大会が主である。

町外を含む大会は、体育館の規模・高さの関係から、開催できる種目が限られている。

町民プールでの大会は、町民スポーツ大会のみであり、町民テニスコートでの大会は、町民スポーツ大会のほかソフトテニス協会主催の大会のみである。

(4)スポーツセンターの管理状況及び今後の管理の考え方
体育館の管理は、平日は職員で管理するほか、夜間及び休日は(社)シルバー人材センターに委託している。

そのほか、清掃及びボイラー運転管理についても民間業者に委託している。

町民プールの管理は、利用期間のみ臨時職員を採用し管理しており、町民テニスコートは、職員及び利用者で管理している。

今後の管理については、公の施設で指定管理者制度導入を検討する施設となっており、利用料、各種大会や教室の有料化など、メリット・デメリットを検証することとしている。

(5)スポーツセンターの耐震化の状況
体育館は、平成22年3月に策定された七飯町耐震改修促進計画では未実施施設

であり、早期に耐震診断を実施するとともに、耐震診断結果をもとに迅速な対応を図るとしているが、施設が老朽化しており、耐震補強・改修は難しい状況である。

(6)現地調査の状況
体育館を日中に現地調査したところ、一般町民が卓球に汗を流しており、活気が感じられたところであるが、老朽感は否めず、雨漏りやボイラーの配管からの水漏れもあるとのことである。また、トイレは水洗化したことにも拘らず悪臭が立ち込めており、配管に汚れが付着していることが原因と思われる。

〔まとめ〕
中学校における武道教育の必修化の目的などについては理解できるものの、保護者や教育現場から指導者の不足及びケガなどによる事故の発生が危惧されている。

町内中学校（大沼中学校 鈴蘭谷分校を除く）の全てにおいて柔道を選択しているが、柔道の指導経験者及び大学での単位履修は少なく、指導者としての受講状況が著しく少ないと思われるため、順次始まる武道教

育の前に、指導者には十分な受講機会を与えるとともに、必修化導入の目的が達成できるよう外部指導者を積極的に活用するなど、事故のない万全の体制で授業が行われるよう望むものである。

また、柔道教育に必要な畳の枚数は、各中学校とも揃ってはいるものの、湿気を含んだカビ臭い畳を所有している中学校もあることから、生徒の健康に配慮した管理を図る必要がある。

スポーツセンターについては、町民の健康保持、体力の維持及び向上を図る場として、多くの人に利用されているが、現地調査においても、体育館が建築後38年を経過している施設であることから、老朽化による大規模改修や修繕の増加、悪臭による環境の悪化などが懸念される。

特に、七飯町防災計画の避難場所として指定されているが、耐震化に係る診断及び調査を行っていないことから、耐震性はもちろん適切な施設かどうか疑問を感じるところである。

また、利用者からは、体育館は施設の老朽化はもとより、施設の規模により、

公式に開催できる種目が限られていることや、日・祝祭日の利用時間に制限があることなどにより、大会も誘致できないとの声があるとのことである。

町民は、健康づくりやスポーツに対する関心が高まる中、いつでも、どこでも、だれもが気軽にスポーツに親しみ、楽しむためにもスポーツセンターの整備を望んでいるところであるが、財政等の問題を理由に一向に検討していない状況にあることは誠に遺憾である。

このため、耐震性と避難場所としての適性の有無、トイレの悪臭などによる利用者への影響、建替する場合の適地・整備手法、財政の課題、管理方法など本格的・具体的に検討することを望むものである。

経済産業

《調査事項》

- 町道鶴野2号線の整備状況について
- 町道中島4号線（胤松閣道路）の整備計画について
- 町道藤城8号線の整備計画について
- 企業誘致について

〔調査の目的〕
町道鶴野2号線の整備状況については、新幹線建設関連付替道路として整備されていることから、その進捗状況について調査を行った。

町道中島4号線及び町道藤城8号線の整備計画については、町道整備5ヶ年計画との関連も含めて、整備計画について調査を行った。

企業誘致については、七飯町企業立地促進条例に基づく優遇制度を大幅に見直したことから、今後の企業誘致活動について調査を行った。

〔町道鶴野2号線の整備状況について〕

鶴野2号線は、村社稲荷神社付近を起点とし、鶴野小学校前を通り道道大野大中山線と交差する箇所を終点とする路線で、延長1千932m、幅員3.5m、6.0mであり、うち2カ所において北海道新幹線本線と交差するため、その付替道路の整備を実施している。

整備は、2つの工区に分けて実施しており、1工区の整備延長は175mであり、一本木用水と交差するため併せて付替工事を実施

している。
2工区の整備延長は370mであり、鶴野小学校グラウンドから函館側の区間を整備している。

付替道路に係る整備期間は、平成21年度から平成24年度までの4カ年であり、平成24年6月末までに改良舗装工事を実施して完了する見込みである。

現地調査をしたところ、現場は新幹線建設の工事車両が頻繁に行き来しており、未舗装ではあるが、路盤改良や用水路関係の整備は完了している状況が伺える。

なお、付替道路を除く道路については、整備計画の予定はないとのことである。
【町道中島4号線(胤松閣道路)の整備計画について】

町道中島4号線は、久根別道路踏切を起点とし、胤松閣道路踏切を左折し、町道中之島線と交差する箇所を終点とする延長787m、幅員3.0m～7.0mの路線である。

本路線は、久根別道路踏切から胤松閣道路踏切までは舗装されているが、胤松閣道路踏切から町道中之島線との交差点までは未舗装

となっている。地域からの整備要望が高い路線であるが、本路線の未舗装部分には私有地が存在しており、町は地権者と交渉はしているものの、交渉は難航しており、整備に係る地権者の同意も得られていないことから、整備が遅れている状況である。

しかし、現地調査をしたところ、本路線は傾斜地にあり、降雨時には度々路面が流される可能性があるとともに、側溝が素掘りであることから、生活排水が流れ込んで悪臭が漂っている状況である。

また、付近には地下水が湧出している井戸があり、良質な水として多くの人が採水していることから、風評被害がないように対策を講じる必要がある。

【町道藤城8号線の整備計画について】

町道藤城8号線は、旧ヤマト運輸藤城店付近の国道5号を起点とし、久根別川に架かる藤城1号橋を終点とする延長904.8m、幅員2.0m～4.0mの路線である。

国道5号からふるさと農道(藤城地区)までの区間は舗装されているが、ふるさと農道(藤城地区)から

藤城1号橋までの区間は未舗装である。

本路線の利用状況は、周辺は農地であることから農業関係車両の利用が主であるが、終点の藤城1号橋から起点に向かった約400mは特に道路幅員が狭く、農業機械の大型化などにより、通行に支障を来していることから、拡幅の要望が上がっている。

現地調査においては、道路幅員は狭く、道路側溝は未整備の素掘りであることから、一体的な整備が望ましいが、利用形態及び地域からの要望趣旨を十分に踏まえる必要がある。

【企業誘致について】

七飯町の企業誘致に関する活動状況は、函館市・北斗市・七飯町の2市1町で構成する函館地域産業活性化協議会において、地域連携による企業訪問のほか研修会・セミナーへの参加を実施している。

また、七飯町内において企業誘致専門委員会を設置し、専門員の情報提供により、企業訪問活動や七飯町の立地条件・優遇制度のPRに努めており、過去3カ年の企業訪問数は74社となっている。

しかし、長引く経済不況から七飯町が造成した峠下流通関連団地内でも3区画が売れ残っているなど、新たな企業立地が見られないところである。

このことから、七飯町は企業誘致を推進するため、平成24年3月定例会において七飯町企業立地促進条例を見直し、優遇制度を充実させている。

その主な内容は、次のとおりである。

- ①工場等設備投資補助金の見直し
 - ②施設賃借補助金の新設
 - ③補助対象業種の拡大
- 今後の活動方針としては、次の点を掲げている。

- ①函館地域産業活性化協議会において、東京に企業誘致推進員1人を配置しており、情報結果に基づき、トップセールスを含めた企業訪問を実施する。
- ②函館地域及び道内外金融機関へ優遇制度のPRとともに情報収集を図る。
- ③企業交流会・研修会・セミナー等へ積極的に参加し、優遇制度のPRとともに情報収集を図る。
- ④函館地域産業活性化協議会における企業訪問や各機関・各委員の情報をもとに企業訪問を実施する。

⑤休業・撤退工場等施設の活用を図るための情報収集及び提供を行う。

なお、企業誘致の所管は、本年4月1日の機構改革により、商工観光課に事務分掌が変更となっている。

【まとめ】

町道鶴野2号線は、北海道新幹線建設に伴い2カ所において付替工事を実施しており、平成24年6月には完了する見込みとなっている。

付替工事以外の箇所については、整備計画はないとのことであるが、道路幅員も狭い箇所もあり、現地は工事車両が頻繁に通行していることから、道路の損傷の状況や北海道新幹線開業後の交通量を見極めながら、整備について検討することを望むものである。

町道中島4号線については、地域からの要望及び地権者の同意を得ることの難しさは理解できるものの、道路側溝など生活環境の悪化も危惧されることから、粘り強い交渉により土地の早期解決及び素掘り側溝の汚泥処理については速やかに対応することを強く望むものである。

町道藤城8号線について

は、道路幅員が狭いことや農業機械の大型化などにより通行に支障を来している。

藤城1号橋が久根別川河川改修に伴う統合により、撤去されることとなるが、久根別川には河川管理用道路が整備される予定となっていることから、拡幅を含めた道路整備については、状況を見極めながら検討することを強く望むものである。

企業誘致については、近年の経済情勢から企業訪問などの誘致活動を実施してもなかなか成果が見られない状況であるが、地域経済の根幹をなすものであることから、積極的・継続的に活動することが望ましい。

七飯町においては、企業立地に係る優遇制度を拡充していることから、優遇制度や北海道新幹線が4年後に開業することなどの立地条件を積極的にPRすることが肝要と考える。

特に、本年4月1日の機構改革により企業誘致体制が充実したことを踏まえ、町長をトップとする企業誘致活動に期待するものである。

町道藤城8号線について

特別委員会報告

「藤城小学校改築工事に関する調査特別委員会報告書」 (中間報告書)

委員長 佐野 史人

平成24年3月21日第1回
定例会において設置された
当特別委員会が、これまで
調査した結果を下記のとおり
報告する。

1. 平成24年3月21日に第
1回目及び第2回目の委員
会を開催し、第1回目の委
員会では、委員長に佐野史
人委員、副委員長に日下部
雅一委員をそれぞれ互選し
た。

第2回目の委員会では、
本委員会での調査方法及び
要求資料について協議し、
次回の委員会で藤城小学校
の現地調査を実施するとと
もに、要求資料については、
委員長・副委員長に一任す
ることを確認し、委員会を
閉会した。

2. 平成24年3月26日に第
3回目の委員会を開催し、

学校教育課長、新幹線まち
づくり課長の出席を求め、
藤城小学校の現地調査を実
施するとともに、要求に基
づき提出のあった資料の説
明を受けるとともに、質疑
を行った。

現地調査では、藤城小学
校校舎床の不具合の状況に
ついて調査したところ、床
暖房をしている廊下だけで
なく、床暖房をしていない
教室においても不陸が生じ
ており、既に1月27日～29
日の3日間で段差が大きい
箇所72枚を張り替えている
が、今後の状況によっては
さらに状況が悪化する可能
性があり、児童への影響も
心配されるところであつ
た。

また、壁においても釘打
込み処理パテの部分飛び
出しているのが多数見つ
かっており、さらに、建付

けの一部が剥離しているな
ど、補修が必要な箇所も見
受けられた。

現地調査の後、提出資料
に基づき説明を受け、質疑
を行った。

提出された資料は、次の
とおりである。

- ①藤城小学校校舎改築工事
に係る予算(実績)額
- ②藤城小学校校舎改築建築
主体工事請負契約書の写し
- ③藤城小学校工事監理委託
契約書の写し
- ④藤城小学校校舎改築建築
主体工事に係る関係書類
- ⑤藤城小学校校舎改修
(一部)に係る関係書類等

委員からは、工事請負契
約書第40条に規定されてい
る「かし担保」についての
質疑があり、一般的に「か
し」による修補又は損害賠
償の請求は引き渡しから2
年以内に行わなければなら
ないこととなっているが、
「かし」が請負人の故意又は
重大な過失の場合は10年間
となっており、今回の床の
不具合が請負人の故意又は
重大な過失であるかが問題
となってくる。

なお、工事監理に係る委
託契約書においては「かし

担保」の条項は規定されて
いない。

今回、不具合に係るフ
ローリング材の設計図書に
おける特記仕様書では、フ
ローリング張の木質系床材
を「北海道パークレット工業
KK リージェントキャンパ
スライト」程度」と記述さ
れているが、フローリング

工事施行計画書において(株)
テオー小笠原の「ゴール
ドプラインセラ(一般用)
及びスタビートホット(床暖
房対応品)」を採用してい
る。

また、施工業者の見解は、
次のとおりである。

- ・フローリング材の裏ス
リット(溝)を誤って1ミ
リ程度深く加工したこと
により、基本合板の強度が著
しく低下した。
- ・加工前及び在庫保管中の
吸湿により、含有率が8割
以上となる表単板が混入し
た可能性がある。
- ・基本合板に使用している
南洋材と腰の強い表単板と
の接着強度バランスが欠け
てしまった。

以上の3点を挙げ、床材
を納品した(株)テオー小笠
原も非を認めているとのこ

とであり、今度の対策とし
て全面フローリングを張替
え、その材料は設計図書の
特記仕様書に記述している
北海道パークレット工業(株)
の「リージェントキャンパス
スライト」を選定したいとの
ことである。

また、内装(壁張り)の不
具合についても質疑があつ
たが、次回の委員会では、内
装に関する施行計画書等の
関係書類、入札に係る関係
書類のほか、使用した床材
及び張替えする床材の見本
等を資料要求することとし
た。

なお、春休み期間中に一
部でも補修した
いとのこと
であったが、春休
み期間中に全て
の補修が終わら
ないこと、不具
合の原因がはつ
きりしないこと
などを踏まえ
て、補修は夏休
み期間中に行う
ことを確認し
て、委員会を終
了した。

3. 平成24年4

月12日に第4回目の委員会
を開催し、学校教育課長、都
市住宅課長の出席を求め、
要求に基づき提出のあった
資料の説明を受けるととも
に、質疑を行った。

提出された資料は、次の
とおりである。

- ①契約関係
公告から入札までの特記
仕様書、設計図書に係る質
疑応答書、共同企業体の出
資比率
- ②フローリング工事関係
床材の見本、床材を12ミ
リから13ミリに変更した
経過、床材の乾燥状況を
チェックする方法等



不陸が生じたフローリング

減らすべく努力

増やそう資源！



一覧を資料要求するとともに、次回の委員会では提出資料に基づいて、再度現地調査をすることを確認して、委員会を閉会した。

4. 平成24年4月26日に第5回目の委員会を開催し、学校教育課長、都市住宅課長の出席を求め、要求に基づき提出のあった資料の説明を受けるとともに、再度、不具合箇所の現地調査を行った。

校舎は、平成23年1月15日に引き渡しされており、その後の補修状況の報告は次のとおりである。

(計139枚)

- ・ 4月20日 廊下通行時の電灯センサー誤作動
- ・ 5月12日 洗面台の戸の締りが悪い
- ・ 5月23日・24日 放送室ドアの開閉不具合、玄関ソフトマット剥離
- ・ 6月15日(半年点検) 印刷室床ビニルタイル剥がれなど23カ所
- ・ 11月4日 水飲み場流し台シンクの浮き、図工室棚の天板のずれ

なお、補修には今回の床の不具合に伴う平成24年1月27日～29日に実施した補修は含まれていない。

次に、平成24年4月19日に実施した1年点検の結果、大小103カ所に不具合が生じていることが報告されたが、この中には、既に指摘されている床及び壁の不具合が含まれていないため、新たに指摘された不具合の箇所となる。

新たに指摘された不具合の大半は、木下地・木材の乾燥収縮により建具や天井及び壁に隙間が発生していることが原因としており、その補修方法は、隙間部分にシーリングを充填補修するというものである。

委員からは、原因は何か、地域・PTA等に情報提供しているかなどの質問があったが、担当課では、すべてが一つの原因として考えていないとしていることから、箇所別に不具合の特定しなければならぬ。また、地域・PTAへの情報提供はしていないとのことであるため、不具合の調査結果を踏まえて、早急に情報提供すべきとの意見

が出されている。

なお、不具合に防火扉が閉まらない箇所があるが、非常時の際に児童の安全を守るという観点から早急に補修すべきであるとの意見が出された。

今回、新たに103カ所の不具合が指摘され、1年点検には工事監理の受託者も立ち会っていることから、不具合の原因及び工事施工中の監理監督状況を把握するため、次回の委員会に工事監理受託者である㈱澄建築設計事務所の技術者から参考人聴取することを確認し、委員会を閉会した。

- 5. 平成24年5月21日に第6回目の委員会を開催し、工事監理の受託者である㈱澄建築設計事務所の管理技術者及び建築主任技術者の出席を求め、参考人聴取するとともに、学校教育課長、都市住宅課長の出席を求め、質疑を行った。

である。

①床フローリング材に発生した、そり・たわみについて

⑦設計図書に北海道パーケット製品、または同等品を使用とあるが、なぜ同等品をみとめているのか。

⑧見本が提出されているが、使用する床材が搬入された時点で、見本との相違を発見できなかったのか。

⑨工事監理をした設計事務所として、そり等の発生の原因はどこにあると判断しているか。

⑩修繕するにあたり他社製品を使用することであるが、原因がはつきりしているなら、施工した会社の製品とすべきと考えるが、工事監理をした設計事務所としてどう考えているか。

⑦

⑦選定経過は、現場代理人から使用申請があり、町・工事監理者・施工業者の3者で協議した結果、設計図書と同等品として選定した。公共事業においては、1社の製品指定はできないため、JAS規格である製品を同等品としている。最終的な権限は、発注者側に

- ③内装(壁張り) 工事関係設計図書、施工計画書、施工工程表、施工写真、壁不具合の補修方法等
- 資料説明の中で、床材を12ミリのから13ミリに変更した経過を、施工業者からの提案を受け、添付書類等から特記仕様書に記述されている床材と同等品と判断したとしている。
- 床施工面の乾燥状況は含水率測定器により測定しており、測定結果はいずれも基準以下である。
- また、内装(壁張り)の不具合の補修方法の予定は次のとおりである。
- ①浮いているパテを丁寧に取り除く。
- ②ピンタッカーで打込み状

況を確認し、シナベニヤのたわみ等をチェックする。

③タッカー打込み部分にパテ処理を行う。

④十分な乾燥期間を取り、パテがやせていないか確認する。

⑤シナベニヤに合成樹脂ベイント塗装で仕上げる。

委員からは、校舎引き渡し後2カ月から手直しをしている。床及び壁以外にも不具合が生じている。不具合が生じている原因がはっきりしていないなどの意見

が出され、町側では不具合が生じている箇所を把握しているとのことである。

このため、校舎引き渡しからの補修の状況及び校舎の点検に係る不具合箇所の

ある。

①見本との相違は発見できなかった。見本と施工は同じものが入ってきている。当然、JASの認定書の提示があり、比較検証は行っていない。

②原因は、床材のスリットを1ミリの深く削ったことによるものと考ええる。

④施工業者から北海道パークツ社の製品を使用したとの申し出があり、3者協議の結果、修繕については北海道パークツ社の製品を使用することとなった。当初の納入業者は、搬入した床材に原因があることは分かっている。

② 家庭科室等で見られる出入口と窓枠の取り合い部分における10ミリの隙を越える隙間の発生をどう捉え、原因を何にあると考えているか。

また、工事監理者として、どう修繕すべきと考えているか。併せて、洗面所前面タイル壁のそりの原因をどう考えているか。

② 竣工検査時点では、不具合はなかった。竣工時に不具合があれば、手直ししてから引き渡す。原因は

木材の乾燥によるものと考えており、半年点検でも不具合の部分はあったが経過を見るため、一年点検で詳細な点検をしている。木材も認定工場から出されており、検査時は不具合はなかった。修繕の方法は、上部の欄間をはずして、ボルト締めを考えているが、施工業者と打合せをしたい。

③ 壁・シナベニアの塗装について、特に、北側廊下壁面のベニアを下地止めたタッカー部分が盛り上がっているが、原因はどこにあり、原因を誘発した理由はどこで、どう処理すべきか。

③ 竣工時には異常はなかったが、半年頃から不具合が生じている。手直しは、表面のパテを剥がし、タッカーが緩い所は打ち直して、その上にパテを塗り、ペーパーで磨きをかけて処理する。

④ 全体的に見て、不都合の主たる原因をどう考えているか。

④ 主たる原因は、工事監督員、工事監理者、施工業者の想像以上のことが起きたことが原因と考える。

施工業者は、3社のJVであるが、現場代理人の経歴等が、工事監理者を通らないうで発注者側に提出されたのが残念である。

⑤ 今回の数多くの指摘（不具合）に対して、重大な過失があったのではと考えますが、工事監理者としてどのように捉えているか。

また、今後、多年にわたる不具合が発生する恐れがないか。

⑤ 七飯町では多くの仕事をしているが、このような大きな問題を起こすのは初めてである。当社としては5人で工事監理に当たっており、手落ちはないと考えている。搬入された材料は、鉄筋やコンクリートは強度を測るものの、その他の材料のすべては確認していない。今後、木材の乾燥がこれ以上進むことは考えづらい。施工監理上、材料は認定されているものを使用しており、過失はないと考えている。

次に、各委員との主な質疑及び参考人の答弁は、次のとおりである。

最終的には発注者の権限というところだが、設計監理上重大な過失がなかったのか、施工上技術力不足で不具合が生じたのか。最終的に、発注者の七飯町が良いといったからその製品で施工したのか。

① 民間工事でも同じ書類は出すが、経験も少ないため、設計監理者が責任を持ち、過去に不誠実な工事があった、技術的に不足だったところはその時点で指導する。今回の工事も同じであるが、いろんな資料を出してもらい同等品で施工例も多いということ、工事監理者としてあえて変えるというわけにもいかなないので、見本を持ってきてもらい最終的に現場でよいということになった。

② 床材を選定したのは、あくまでも合議ということを言いたいのか。

③ 考え方によってはそうなるが、監理上サンプルの確認を行って、当然同じものが入ってくるサンプルであり、仕様書である。施工業者が違うものが入ってきたものを気づいていたら、施工するはずがない。



減らそうとロクロー!

も工場を確認して、業者のその人の技量によるが使っても良いという判断をしている。

問6 平成23年1月15日に竣工しているが、その時にどこにも気がつかなかったのか。

答6 竣工検査前にJV3社に対し、28項目の指摘をし、手直しをさせている。その後発注者の検査があり、大きな問題はなかった。

問7 フローリングについて、直張りをしたから、また、コンクリートが乾いていなかったから、不具合が生じたのではないか。

答7 フローリング材は、全く同じ規格の物を入れており、直張りの材料も調べて合っているから選定している。コンクリートの乾燥は、十分時間をおいて現場でも調査しており、問題はなかった。

問8 工事監理者は、七飯町でも実績あるが、今回の不具合は重大な過失でないか。

答8 仕上りの問題で、重大な過失があったかどうかとは、意味が違う。

問9 床については納入し

た製品の不具合ということ報告されているが、工事監理側として、どう捉えているか。

答9 床については、出荷側も非を認めている。木材についてはJIS工場で作られた製品を使っている。施工時・竣工時に問題はなかったが、時間とともに開いてきている。

問10 色々な経験を積み重ねトータル的に指導する立場と思うが、定期的なもので同じ工程でよとするのか、色々と加味して指導していたのか。

答10 施工業者側も、当初から工程は分かっており、施工業者もそれで工事を受けている。一部は含水率を検査しており、結果ははるかにクリアしていたが、それ以上に乾燥したのが現実である。

問11 想定外という話があるが、規格品が納品されて想定外ということはあるかないか。責任逃れの発言ではないか。

答11 工事監理は全て設計の中で材料を指定している。1社ということではなく

列記する場合、同等以上とする場合と記述するのが共通である。あとは、業者がどの製品を使うかの考え方であるが、結果的に今回の問題は工場の手違いということ、今までにない事態になっている。

床は、責任施工であり、メーカーもフローリングの施工者も含水率を検査して問題ないとしている。不幸にして、溝が違っていたということ、工事監理に責任はあると思っていない。

問12 床材を1ミリの間違ってカットし、発見できないまま施工したのは、業者の重大な過失になるのか。

答12 業者ということ、施工者じゃなくて、責任施工の床の工事者の重大な過失となる。それは、出荷した材料メーカーの責任となる。

施工者ということとは請負者ということではなく、床の施工者ということであり、製造メーカーを指している。責任施工とはそういうことである。

問13 壁の隙間は、すべて乾燥が原因か。施工者の責任か。

答13 1年たらずで隙間が発生しているため、施工者の方で全面手直しすることになっている。

問14 施工業者の現場代理人の経歴等が、工事監理者を通らないで町側に提出されたということであるが、これらを含めて設計事務所としての機能は果たされていなかったのではないか。

答14 当社の現場代理人は、どこの事務所よりきめ細かく現場をチェックしており、誠実に仕事をしたと思っている。

以上で参考人への聴取は終わり、参考人聴取の検証とともに町担当課長への聴取を行った。

各委員との主な質疑及び町側の答弁は、次のとおりである。

問1 床の製造メーカーが非を認めたとのことだが、町は確認しているか。

答1 製造メーカーからJV3社に対して、不具合の部分について自社の製品が悪かったという書類が上がっている。

問2 工事監理者は、規格品や品質証明による監理をしていて、工事監理者に責

任はないという説明であるが、町も追認する考えか。季節的なものを含めて、町は指示しなかったのか。

答2 発注する段階で工事工程表を示しており、当然季節的なことも加味されており、工事監理者・請負業者・発注者の打ち合わせの中で話し合われている。

問3 工事監理者はどこまで責任があるのか。町は、工事監理者の責任はないという考えで行くのか。

答3 参考人聴取で工事監理者の考えは分かっていたが、町の考えは、今は出していない。契約に基づいた内容を十分調べて町の考えを示したい。

問4 工事監理者は、施工業者の現場代理人の経歴等が、工事監理者を通らないで町側に提出されたことが非常に残念だということだが、これは町としても甘かったのではないか。

答4 詳細を調べて回答する。

問5 工事監理者は、床材を切り替えたのも合議で最終的に発注者の権限であるから、工事監理者に責任はないという言い方をしているが、今後の公共工事の問題でもあり、今回の対応について庁舎内で話し合われているのか。

答5 工事監理者はそういうつもりでも、3者の打ち合わせの中で、製品をチェックしてそれを同等品として使っても大丈夫というものは、町の方でもよしと判断している。最終決定は町にあるにしても、前段に製品をチェックする工事監理者の責任であると思う。他の不具合についても問題があると認識しており、町として業者への対応は検討している。不具合の数の多さ、部分的なものも含めてかじがあったのではと思っ

ている。

問6 業者への対応は、理事者の方できちんと対応してほしい。

答6 町としても重大な問題だと捉えており、指名の関係も含めて速やかな対応をしていきたい。

以上の質疑があったが、今回の一連の不具合の責任所在について、参考人聴取した工事監理者と発注者である町担当者との考えに相違があることから、今回の

委員会では、町長から聴取すること及び6月定例会において中間報告することを確認して、委員会を閉会した。

6. 平成24年5月31日に第7回目の委員会を開催し、町長、学校教育課長、都市住宅課長の出席を求め、要求に基づき提出のあった資料の説明を受け質疑を行うとともに、これまでの調査活動について、平成24年6月定例会に提出する中間報告書のまとめを行った。

提出された資料の説明は、次のとおりである。

①当初納入した床材の業者が非を認めた書類については、平成24年2月2日に㈱テーパー小笠原木材事業部夕張工場から飛鳥・カワマタ・順特定共同企業体に提出されている。

②施工業者の現場代理人名簿提出の流れについては、受注者より現場代理人等通知書が発注者に提出され、初回の工事定例会議において、工事関係者が出席している。

③設計・工事監理者の業務範囲については、工事監理

に関する業務、工事の指導監督に関する業務であり、詳細として、設計意図を受注者に正確に伝えるための業務、施工図等の設計図書に照らして検討する業務、工事の確認及び報告、施工計画の確認及び検討する業務、関連工事の調整に関する業務などを工事監理者の業務としている。

説明の後に質疑を行い、その主な内容は、次のとおりである。

問1 床材の納入業者が提出した非を求めた書類に今後の対応が記述されているが、具体的な対策と協定などを交わしているか。

答1 床の不具合については、全面張替えをすることとなっているが、3者の協定は交わしていない。

問2 契約上のかし担保は2年か10年となっているが、今回の工事の不具合は重大な過失と受け止めているが、町はどう捉えているのか。

答2 かしがあり修復してもらうのが当然のことであるが、重大な過失とは、修復できないものと捉えており、コンクリートの強度が

不足している場合などである。

今回は、箇所数は多いが、業者の申し出により修復が可能であるため、重大な過失には当たらず、2年という範囲で対応したい。

問3 通常のかしであれば2年間で平成25年1月に切れるが、8月に修復した箇所には不具合が生じた場合のかしには、施工業者に責任がないのではないかと、町で手直しするのか。

答3 受け渡しの日から2年という契約になっているが、修復した箇所に不具合が生じた場合は、本契約とは別に念書等を交わして担保とすべきと考えている。

問4 2年目点検で不具合が発見された場合は、2年経過しても修復させるのか。

答4 承知していない。

問5 契約上の重大な過失とは、悪意があった場合を指すのか。

答5 契約条項に照らして判断した場合は、重大な過失に当たらないということである。

問6 契約上、重大な過失がなかったということだが、町は過失はないと捉えているのか。

答6 過失がなかったとは言っていない。過失があったから修復しており、契約上、重大な過失ではないと捉えている。

問7 工事の手直しによって、学校機能が阻害された時間はどのくらいか。

答7 学校現場では、手直しによって学校や授業を休んだことはないが、人の出入りによって授業に集中できなかつた児童もいたよう

だ。

問8 103カ所の対応についてどう考えているか。

答8 壁については、全面塗装してやり直しをする。業者と打ち合わせ済みである。他の箇所については、それぞれの補修方法で対応することを考えている。

問9 材料に規格品を納入したから問題はないということだが、工事に問題があったという認識はないのか。

次に、町長への質疑を行っている、その主な内容は、次のとおりである。

問1 町長として、現地確認をしていると思うが、藤城小学校の供用開始からの現状をどう捉えているか。

答1 現地調査したときの床については、写真で見たとときより落ち着いていたが、また床暖房をすれば同じくなり、躓いて児童がケガすることも心配されるので、全面張替えていただく。

他の箇所について、その不具合によって手直しの対応も変わることとなる。重大なかしとは、強度等で耐震性がないなどがあると思うが、不具合の箇所数は多いが、重大なかしがあったとは思っていない。

問2 工事監理者への参考人聴取では、「工事は3者による合議で進めており、最終責任は発注者の町にある」と発言しているが、町長はどう捉えているか。

答2 3者とは、発注者・工事監理者・施工業者を指すと思うが、規格品を使用するのであればどこを使ってもよいと考える。従って、

考え方によってはそれを選定するとき、町は責任の立場にあると思う。ただし、業者がこの規格品を使いたいと申し出た場合は断る理由がないと思うが、前後の話を聞いていないので、工事監理業者がどういう意図で話したかは理解し兼ねる。

問3 工事監理者は、「現場代理人名簿が直接町に提出されたのが残念であった」と発言しているが、今後の公共工事の発注にどう反映させようと考えているか。

答3 工事監理者が現場代理人まで求めるのは、越権行為と考える。完了検査のときには問題がなかったが、後で不具合が生じた。それがどういふ原因であったかが問題であり、原因を突き詰めてどう対処するかが大事である。

問4 床材の不具合のほか、103カ所の不具合にマグネット位置のずれ、防火扉が閉まらないなどもあり、粗雑な工事と捉えているが、どう考えているか。町が原因をきちんと調査して、その結果に基づいて責任を取らせて手直しさせるべきではないか。

減らすべく努力

